

平成26年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成26年 7月23日(水曜日)

開 会 午 後 1時30分

閉 会 午 後 3時42分

○会議に付した事件

1. 子ども・子育て支援新体制と今後の町の取組みについて

○出席委員(6名)

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君

○欠席委員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

子ども課長	坂東雄志君
子ども課主幹	渡辺博子君
子ども課主査	藤元路香君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主 幹	本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。
(午後1時30分)

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが前々回から引き続きまして子ども・子育て支援新制度と今後の町の取り組みについてということでございます。

それでは資料が配布されておりますので、担当課からのご説明を求めます。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） きょうは本当に貴重な時間をいただきまして子ども・子育て支援新制度3回目ということでございます。きょうは特に9月に条例を上程したいと考えております条例のもとになる基準の部分のお話と、それから子ども・子育て支援事業計画における核となります保育等のサービス料の見込みについて速報値が出てきましたので、また町の考え方も少し入れまして、まだまだ修正部分はあるのですけれども一番新しい情報を出していきたいと思います。まず1つが基準の部分の整理と条例の制定ということで9月に向けての部分でのお話をさせていただきたいと思います。もう1つが子ども・子育て支援事業計画における業務の見込み、これは12月に確定したいと考えておりますのでその部分のご説明をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それではきょうの部分ですけど子ども・子育て支援新制度と町の取り組みということで同じテーマで3回目ということになると思います。前回6月にありましてそのときの反省も踏まえてつくりました。まず資料があるかどうかちょっと確認です。まずレジメです。子ども・子育て支援新制度と町の取り組みということでございます。次のレジメの裏のほうに資料番号が入っております。資料1、2、3、4とあります。まず1つが資料1ということで子ども・子育て支援新制度のポイントというのがありますでしょうか。続きまして子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについてという資料2。それから資料3ということで子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの補正について。町のほうである程度考え方を入れまして補正したということです。それと資料4-1でございます。パブリックコメントの内容です。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）ということでこれが資料4-1。資料4-2は地域型保育事業でございます。家庭的保育事業の設備、それから家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）についてということでございます。それから3番目が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということ。4-4が保育の必要性の認定基準についてということとなっております。以上ありますでしょうか。

それではご説明させていただきます。まずお手元にこの前のお話で子ども・子育て支援新制度と現行制度との相違点ということでこの部分がわかりにくいということだったので、これは後で見てくださいとわかるようにここの部分は余りご説明しません。前に出てきていると思っておりますけれども幼稚園がこんな感じになりますとか、保育園はこういう形になりますとか、それ

からここに公費の仕組みのイメージとかそういうものがございましてこれをずらっといきますとまた大変な時間がかかるものですから一応こういう違いがあるということで見ていただいて、法定価格はこうやってするのだとこの前の復習の意味を込めてずらっと載せております。あと特に公費のイメージですとか保育園をこういうふうに計算していくとか、幼稚園はこうですとかというのがありますのでそれらを見ていただくと大体このような違いがあるというのがわかると思いますので、これは後ほど見ていただきたいと思います。

次の2番目です。2番目から本題に入っていきます。子ども・子育て支援事業計画における量の見込みということで、ここの部分は子ども・子育て支援事業計画に記載する量の見込みということでこの支援事業計画に係る核の部分です。ですからここの部分がこの前お話ししました町の政策的判断とかそういった部分が入ってくる部分です。ここの部分が2です。子ども・子育て支援事業計画における量の見込み。

そして3番目が基準の整理と条例の制定ということで今回9月に上げる部分の基準の整理をしておりますのでそちらのほうもお話していきたいと。

そして4番目に子ども・子育て支援事業計画とはどういうものであるかということで載せております。ここの部分は特に次世代育成支援行動計画というのがございまして。次世代育成行動計画は平成27年3月31日で時限立法で切れるのですけれどもその扱いをどうするのかとか、それから子ども・子育て支援事業計画というのは他計画との関係はどういう関係にあるのかとか位置づけについてここで書いておりますのでそちらのほうも簡単に。

最初に子ども・子育て支援事業計画における量の見込みということから進めたいと思います。ここの部分が一番子ども・子育て支援事業計画の核になるところでありまして量の見込みの考え方ということで前に簡単に大ざっぱにお話ししていますが、資料2のほうを見ていただきたいと思います。

量の見込みというのはここに概要が載っております。子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」については教育・保育提供区域ごとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業計画」の「量の見込み」を推計し具体的な目標設定を行うことになっていきますということで、教育・保育提供区域については1区域にするということで前のご説明でご了解いただいたということでございまして、その中で教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画について、つまり幼稚園、保育園そしてそれらの地域の支援、いろいろな広場事業でありますとか支援事業があると思いますがそういう部分での量の見込みを推計し具体的な目標設定を行うことになっているということで、ここの部分が5年間の計画ですのでこの部分をどういうふうを設定するかによってサービス量が決まってきます。それは次の量の見込みについてということ、これは国の基本指針に基づいて進めていますと。国の手引書がございまして。これは1月26日に出されたものですけどそれに基づいてアンケート調査の中から家庭のタイプ別にクロス集計をかけた上で量の見込みを出してきています。あと今回その量の見込みの考え方として下のほうに国の手引書に基づく計算方法ということでこの

前もちょっとご説明しましたけど、人口推計とか家庭類型別とか、利用の意向率その中でどれだけの意向率があるのか。そのことによってニーズ量を出しているということでございます。前提条件としてはこういうように潜在的ニーズが平成31年まで変わらないとするということで、31年まで今回出てきたニーズがそのまま続くということです。地区別については一応それぞれ母体数が少なくなって結果的に少数の意見が課題に反映されてしまう場合がありますのでそこはちょっと補正していかなければならないということです。あと家庭類型の部分からについてはうちの渡辺主幹のほうで説明していきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） それでは量の見込みを算出するときのニーズ量を把握するための家庭類型についてちょっと説明させていただきます。

家庭類型というのは例えばひとり親家庭であったりとか両親がともにフルタイムで働いている家庭とか、あるいはフルタイムとパートタイムで働いている家庭とかということで8類型に分けます。この8類型をわかりやすく表にしたものを3ページ（4）に載せておりますけれども、父親と母親のそれぞれの就労状況をかけ合わせてわかりやすくした表を載せております。

（5）に家庭類型と保育の必要性の関係性をちょっと載せております。子供の年齢をゼロ、1、2歳、それと3、4、5歳に分けます。ゼロ、1、2歳の保育が必要な家庭というのがタイプ、B、C、Eということでひとり親であったり両親共稼ぎ、またはフルタイムとパートタイムの組み合わせでパートタイムの時間帯が長い家庭、Eタイプはパートタイムとパートタイムですが両親ともに長時間のパートタイムである場合というふうに保育がゼロ、1、2歳児は家庭としてはA、B、C。Eの家庭の類型に入ることになります。これを3号認定と呼んでおります。3、4、5歳になりますと家庭類型としては同じです。3、4、5歳になりますと2号認定と呼ぶことになります。また下段になりますが保育を必要としない、ゼロ、1、2歳はありません。3、4、5歳以上になりますがこれの家庭類型としてはタイプC[^]、D、E[^]、Fとなります。3、4、5歳で保育を必要としない子供を1号認定と呼ぶこととなります。これらを前提として最終的には人口推計や今の家族類型タイプ別の割合と利用の意向の割合をかけ合せて最終的にニーズ量を出すこととなります。これが国の手引書に基づいて出すニーズ量となります。

続きまして資料3をご覧くださいと思います。今の国の手引書に基づいて算出した計算方法なのですが実は過大に数値が出されてしまうというような課題があります。そして31年度までに実施すべき数値目標として計画としての実効性を持たせる必要があるなどがあること、また予算上の制約もあることなど課題が残る結果となります。そのため必要な補正を行うこととなります。それが補正の目的ということになります。

2番目、就学前児童を対象とする事業共通の補正内容ですが国の手引きの算出方法によりますと、27年度に潜在的な需要が全て顕在化する前提での量の見込みが算出されます。実際には経済環境、保育施設等の整備状況などにより徐々に潜在的な事業が健全化してくると考えられ

ます。そのため現状の実績数値から 31 年度の量の見込みに向けて平均的に変化させていくように補正を行うことといたします。

2 ページ以降ですが実際に各事業ごとの補正内容を載せてあります。これはあくまでも速報値ということで今後またいろいろな精査をして変わる可能性がございますので速報値としてご了承くださいたいと思います。

事業としてはまず教育・保育の事業。これは幼稚園や認定保育園または保育所で利用ということで教育保育の事業と 6 ページ以降に載せていますが地域型の子ども・子育て支援事業という 2 つの項目に分かれております。

まず最初に教育保育の事業量についてのご説明です。2 ページになります。先ほども説明しましたが子供との年齢と保育が必要であるかないか。また家族類型によって子供を 1 号認定から 3 号認定というふうに分けます。まず (1) に載せているのが 1 号認定と 2 号認定の子供についての事業量になります。この 1 号認定と 2 号認定というのは 3 歳以上の家庭で専業主婦家庭や就労時間の短いパート家庭、ひとり親家庭や両親のフルタイム家庭で幼児期の学校教育の利用を希望すると見込まれる人数となります。対象施設としては認定こども園の幼稚園の部分と幼稚園となります。対象年齢は 3 歳以上です。潜在家庭がご覧のようになっております。

①に載せておりますが国の手引きによる算出での課題があります。3 歳から 5 歳児家庭で共働き世帯で幼稚園のみ希望者は 2 号認定に含まれているという課題があります。3 歳から 5 歳児で幼稚園を希望するのだけでも家族類型によって保育所を希望するというそういう結果が国の手引書による算出では出されるどころです。

②の補正内容としましては 3 歳以上で幼稚園を利用する場合その人数を 1 号認定プラス 2 号認定とするという補正をしております。表を載せておりますが手引きによる量の見込みで平成 27 年度を例に挙げますが国の手引書によれば 70 人です。中段は実績による量の見込みということで 26 年度 5 月現在の利用人数に将来的な人口推計値を掛け合わせると 27 年度では 77 となっております。あと補正後の量の見込みということで先ほど説明したように 2 号認定で幼稚園の利用希望者が加えると国の手引きによる量の見込みよりプラス 11 人ふえるということで 81 人となっております。同じように 28 年度以降 31 年度まで数字を出しております。

続きまして 2 号認定となります。2 号認定の保育ニーズということでこれは 3 歳以上の家庭で認可保育所等を利用すると見込まれる人数です。対象施設としては認定こども園の保育施設部分と保育所となります。3 歳児以上です。潜在家庭類型としてはタイプ A、B、C、E となっております。この保育ニーズについての手引きによる算出の課題点としては 2 号認定の保育ニーズに幼稚園のみを回答した分も含まれております。これは共働き世帯で幼稚園希望する場合認定こども園の利用として見込んでいるためであります。

補正内容としては 3 歳から 5 歳児の保育ニーズより共働き世帯で幼稚園のみの希望を除害して教育ニーズの見込みに移行することとしております。平成 27 年度をご覧ください。手引きによる量の見込みは 178 人でした。幼稚園を利用することを希望するニーズを除害すると 178 人

から 167 人というマイナス 11 人となっております。これは先ほど説明した 1 号認定のところでは 2 号認定のプラス 11 人となっておりますがこのところから先ほどのところに人数が移動したということで見込み量を算出しております。真ん中に載せているのは実績による量の見込みということで 26 年度 5 月現在の人数に今後の人口推計値と利用意向率を掛けて出した数値となります。

4 ページ目です。教育ニーズということでちょっと説明がダブるところがあるのですが 3 歳児以上の家庭でひとり親家庭や両親フルタイム家庭で幼稚園を利用すると見込まれる人数ということで、補正内容は幼稚園の認定こども園の意向または幼稚園プラス一時預かり対応ということで、これが今マイナス 11 人としましたがこれもこの数字となります。

(3) に 3 号認定を載せてございます。まず最初にゼロ歳児家庭です。ゼロ歳児家庭のうち保育認定を受け認可保育所等利用すると見込まれる人数です。対象施設は認定こども園の保育施設部分と保育所、地域型保育となります。潜在家庭類型がタイプ A、B、C、E ということでひとり親家庭、共稼ぎ家庭、共働きでパートタイムとフルタイムまたは長時間のパートタイムの組み合わせとなります。

手引きによる算出の課題点ですがゼロ歳児の保育についてはタイプ A、B、C、E の共働き世帯が対象となります。国の手引書ではゼロ歳児の見込みは幼稚園を除く教育保育施設利用ニーズから算出していますが何歳から預けるかという具体的な設問がありませんでした。そのためにゼロ歳児を持つ保護者が回答した中で 1 歳以降の利用ニーズもゼロ歳児ニーズに含まれているということになりました。

また国の手引書では家庭類型に育児休業中のニーズが含まれています。3 号認定はこれにニーズ調査から算出された保育利用率を掛け合わせることで見込み量が多くなっています。補正内容としては 1 歳以降のニーズと思われる回答分を除外して見込み量を算出します。

また潜在家庭類型別児童数からいく育休中の人数を引いた人数を入力して見込み量を算出することとします。

上記の補正を行うと 23 人の見込み量となります。さらに実績により見込みは 30 人となりまして表に載せておりますが、手引きによる量の見込み 32 人となっておりますがこれはこの量の見込みの算出結果と比較すると多少の差はあります。しかしこの差は今後就労希望を踏まえた潜在的な需要と考えられるため、そのために補正は行わないで手引きによる算出結果を量の見込みとすることといたします。

続いて 1、2 歳児家庭です。1、2 歳児家庭のうち保育認定を受け認可保育所等利用すると見込まれる人数となります。対象施設が認定こども園の保育施設部分、保育所、地域型保育となります。これは特に国による手引書も補正する必要のある内容はありませんでした。

手引きによる量の見込みは平成 27 年度では 79 人でありまして。実績により見込みでは 26 年度が 70 人で 27 年度以降 73 人となります。若干の差はありますがこれも今後の就労希望等を踏まえた潜在的な需要と考えるために補正は行わずに手引きによる算出結果を量の見込みとしたい

と思います。

6 ページ目にいきます。地域の子ども・子育て支援事業になります。これは 13 事業あります。1 つ目が時間外保育事業、延長保育事業です。事業内容としては保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い延長保育に対する需要に対応するために通常の開所時間を延長として行います。白老町では 18 時 30 分までが通常の保育時間としておりますので、その時間を超えて 19 時までの延長保育を実施して長時間保育への需要に対応することとします。

現状としまして 19 時まで私立の 2 園で行っております。平成 22 年 4 月から小鳩保育園、24 年 7 月からは緑丘保育園において実施しております。利用人数ですが平成 26 年度 5 月現在ですが緑丘保育園で 3 人、小鳩保育園では 14 人となっております。

量の見込みの算出にあたっての考え方です。これは保護者の就労の残業などに対応するために念のために時間外保育の登録をしておきたいという考えが多いと思います。表に載せておりますが平成 27 年度手引きによる量の見込みは 172 人となっておりますが現状における利用者が 17 名です。そのため手引書による数値との乖離が著しく多くなっております。このため補正を行う必要があると考えておまして、その補正の考え方としてはまず小鳩保育園が 25 年度から 26 年度に利用者が 7 人から 14 人というふうに 2 倍となっております。また緑丘保育園においても 25 年度開始となりますが 26 年度も 3 人とふえておまして今後も利用者の増加が見込まれると思われまます。そのため各保育園における増加率をもとに補正値を算出することといたします。小鳩保育園が 24 年度 4 人から 7 人ということで倍となっております。増加率 1.75 と書いていますが、すみません 175% で 1.75 倍となります。25 年度は 7 人から 14 人ということで 2 倍となります。26 年度緑丘保育園の分も合わせますと現状で 27 人です。ただ小鳩保育園が 25 年度から 26 年度で 2 倍にふえたということを考えまして、そのさらに倍ぐらいの人数は今後も時間外保育を必要とするだろうというふうに見込んで 34 人としております。国による手引き 172 人に対して実績による量の見込みも 27 年度は 16 人となりますが、ただ利用者の増加が見込まれるということで補正後の量の見込みを 34 人としてございます。31 年度まで同じような計算をして出しております。

7 ページにいきます。放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブについてです。事業内容については小学校の児童で授業終了後保護者の労働等により家庭で保護を受けられない留守家庭児童を保護し健全な育成を図るため遊びや経験の場を提供する市町村事業となっております。

現状については町内は 5 カ所で実施しております。白老小学校と緑丘小、萩野小では校内に児童クラブを設けております。竹浦の児童クラブは竹浦コミセン内、虎杖浜の児童クラブは旧職員住宅で実施しております。5 月 1 日現在の登録児童数ですが 1 年生から 3 年生、4 年生から 6 年生までの数字を載せてございます。また隣に指導員の数も載せております。開設時間としては月曜から金曜までの午前 8 時から午後 6 時、土曜日は午前 8 時から午後 5 時ということになります。学校の長期休業日は午前 8 時から午後 6 時、土曜日は午後 5 時までとなります。対象児童は原則小学校 1 年生から 3 年生になりますが特別な事由があると認められる 4 年以上

の児童、その特別な事由というのが自宅から学校まで片道4キロメートル以上あり徒歩で帰宅することが困難な児童、または心身の発達に遅れがある児童などということとなります。

量の見込みの算定に当たっての考え方です。1年生から3年生の見込み量についてはニーズ調査結果に基づいて算出した値が現在の利用実態と多少の差は見られます。この差は今後の就労希望が実現するという考えに基づくこと、また28年度以降は社台地区の児童の利用も想定されることからニーズ調査に基づいて算出した値を見込み量としたいと考えております。8ページに表を載せております。ここに数字を載せております。27年度ですと手引きによる量の見込みが79人、実績で量を見込むと67人になりますが今説明したような考え方に基づいて出すと79人ということで手引きによる量の見込み量をそのまま補正後の量の見込みとしたいと思っております。同じように4年生から6年生の見込み量については現在の利用者と現在1年生から3年生で心身の発達に遅れがある児童は4年生以降も引き続き利用すると考えました。また就労希望が実現するという考えに基づきましてやはりこちらのほうもニーズ調整に基づいて算出した値を見込み量としたいと考えております。4年生から6年生で27年度の手引きによる量の見込みは54人です。実績による量の見込みとなりますと現在は特別な事由がないと利用ができないので9人となっておりますが、新たに就労希望が実現することまたは現在1年生から3年生で心身の発達に遅れがあること、また社台地区の子供も利用するかもしれないということを考えますと、手引書による量の見込みそのままを補正後の量の見込みとしたいと考えております。31年度まで同じような考え方に基づいて出してしております。

(3) 子育て短期支援事業、こどもショートステイです。この事業内容としましては保護者が疾病等の社会的事由により家庭での児童の養護が困難となった場合、短期に保護を必要とする場合に児童養護施設等において泊りがけで子供を預かる事業です。現状として白老町においては実施していません。

量の見込みの算定に当たっての考え方です。この事業についてはニーズ調査での利用希望は出されておりました。利用が必要と思われる場合であっても最終的には親や兄弟、親戚などに預かってもらえている状況があると考えられるため補正後の量の見込みもゼロとしております。

9ページ目にいきます。(4) 地域子育て支援拠点事業、子育てひろばです。事業内容として家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため保育所等の地域の身近な場所において子育て中の親子の交流や育児相談等の基本事業を実施することにより、子育ての不安感を緩和し子どもの健やかな育ちを支援する事業となります。

現状では子ども発達支援センターと子育てふれあいセンターの2カ所で実施しております。

量の見込みの算定に当たっての考え方です。国の手引きによるニーズ量と実績による見込み量の乖離が著しくありました。表をご覧くださいますと国の手引きによる量の見込みは729人ですが実績が4,674人とかなり手引きによる数字は少なく出ております。現在町内には2カ所の子育て支援拠点があり利用実績も多いことから実績による量の見込みを最終的な補正後の量

の見込みとしたいと考えております。

続きまして 10 ページ目です。(5-1) 一時預かり事業です。これは幼稚園などにおいて在園児を対象とする預かり保育です。

事業内容として 1 号認定該当者が私用や不特定の就労に対応するため利用できる事業です。また 2 号認定、幼稚園該当者が定期的な就労に対応するために利用できる事業となります。

現状としては私立幼稚園 1 園で平日は保育終了後から午後 6 時まで、長期の休みも午後 6 時まで実施しております。平成 25 年度の延べ利用数は 87 名でした。利用件数は 1,223 人となっております。

量の見込みの算定ということで実績による量の見込みが出ておりません。今見込みに当たったの考え方を整理している最中であり、24 年度の実績が 2,409 人の延べ利用人数がいました。25 年度が 1,223 人ということで半数ぐらいになっておりますが、手引きによる量の見込みですと 27 年度が 3,189 延べ利用件数となっておりますのでここら辺の整理をしていきたいと考えております。

(5-2) についての在園児を除く一時預かり事業です。事業内容として保護者の病気等により緊急一時的に保育にかける児童やパート就労等により週 3 日程度の保育を要する児童を保育する事業となります。

現状において白老町において在園児を対象とした一時預かり事業は実施しておりませんがファミリーサポートセンターにおいて類似の事業を行っております。

11 ページに量の見込みの算定に当たったの考え方を載せております。在園児対象を除く一時預かり事業であるためゼロ歳から 5 歳の全世帯のうち保育所や幼稚園などの教育保育施設を現在利用していない世帯を対象としますが、タイプ C とタイプ D の家庭類型に属するニーズを除き見込み量を算出しております。この算出に当たっては現在のファミリーサポートセンターにおける預かり事業の実績を参考にして数字を出しました。25 年度の実績が 531 件あったということから今後も利用する方が増加するというの見込みまして、まずは手引きによる量の見込み 1,879 人とは出ておりますが大体 25 年度実績の倍近い数字ということで 1,341 人としております。これは先ほどの在園児対象の預かり事業含めまして今後さらに精査をしていきたいというところでございます。

(7) 子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンターです。事業内容としては育児の援助を受けたい人依頼会員と行いたい人提供会員を会員登録して会員相互間で育児の援助を行う事業となります。

主な事業としては保育所・幼稚園の登園前の預かりや帰宅後の預かり、また学童保育の迎え・帰宅後の預かりなどが挙げられます。

現状としてはまちの事業として町内の NPO 法人に委託して実施しております。すくすく 3・9 や利用者宅での託児依頼がふえております。25 年度の実績ですが全体的に依頼件数が 938 件、24 年度で 603 件ありましたがふえております。実人数については 24 年度が 108 名でし

たが 150 名とこちらも増加しております。回数の提供会員が 44 名、利用会員が 300 名となっております。定期的な継続的な依頼をする方が 4 人いらっしゃるということです。

12 ページで量の見込みの算定に当たっての考え方を載せております。ニーズ調査結果を用いた量の見込みと成績による量の見込みの比較では算出結果が多少の差が見られますが、年々利用会員が増加している、また今後就労希望を踏まえた潜在的な需要もあるということを考えるために補正は行わないで手引きによる算出結果を量の見込みとすることといたします。平成 27 年度手引きによる量の見込みが 601 人となります。実績による量の見込みですと 482 人ですが今説明した考え方に基きまして補正後の量の見込みは手引きによる量の見込みそのまま 601 人としたいと考えております。31 年度以降同じような考え方で算出しております。

(8) 病児・病後児保育です。事業内容が保育所に通所中の児童等が病気または病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、一時的に当該児童の保育を行う事業となります。現状ではファミリーサポートセンターにおいて子供の病気のときの援助を行っております。昨年が 1 件で 24 年度が 4 件という報告を受けております。

量の見込みの算定に当たっての考え方ですがニーズ調査において病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に父親または母親が休んだ方のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと回答しているのは 35 件ありました。実際に休んだ日数が 763 日、父親・母親の合計で 763 日という日数が休んだ日数となります。このことから今後においても同程度の日数は潜在的な病児・病後児のニーズとして考えられるため実績により見込み量を算出する考えであります。ここも今整理中にして空欄になっておりますが実績としてはできれば利用したいというのが 35 人、実際に休んだのが 763 日となっておりますのでこの数字を参考にして補正後の量の見込みというのを出していきたいと思っております。

(9) 利用者支援事業です。これはニーズ調査によらずに算出する事業とります。事業内容ですがさまざまな相談を受ける窓口的なものということで子供や保護者の身近な場所で 1 名以上の専任職員を配置する、そして教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行い、また関係機関との連絡調整を実施する事業となります。

現状では子ども課において保育所の入所申請の受け付けや子育て家庭の個別ニーズの把握や子育て支援事業の利用等についての総合相談や関係機関との連絡調整を行っております。

量の見込みの算定に当たっての考え方ですが現状のとおり教育委員会で窓口を設け専任職員を 1 名以上配置して実施することを予定しております。

14 ページになりますが (10) 乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業と呼ばれる事業です。これもニーズ調査によらないで算出する事業となります。事業内容は生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問しさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげるという事業となります。現状では健康福祉課の保健師さんが家庭訪問を実施しております。

量の見込みの算定に当たっての考え方ですが現状どおり保健師が生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問するという事を考えております。ゼロ歳児の人口推計で平成25年度実績値が80人ありましたが27年度以降ゼロ歳児90人これは総合計画の中でも出されている人口推計ですが90人で推移するというふうに仮定して出した数字となります。量の見込みは90件となりまして訪問率を100%としております。

15 ページに(11)妊婦健診事業です。これもニーズ調査によらないで算出する事業となります。事業内容は安全・安心な出産のために妊娠中に実施する定期健診、問診や血液検査、超音波検査などがあります。14回分が公費負担されるということになります。

現状としては母子保健法に基づき実施される妊婦一般健康診査に対し健康診査等に要する費用負担し妊婦の健康管理を行っています。費用負担は妊婦1人について一般健康診査が14回まで、超音波検査は11回まで、精密健康診査が必要とされる時は1回まで負担することとしております。

量の見込みの算定に当たっての考え方は妊婦数の推計を見込み量とすることとしております。これも27年度ゼロ歳児の人口推計が90人ということから件数としては90件を挙げております。1人当たりの実施回数、受診表の配布枚数が14枚ということで計で健診回数が1,260回という見込みを出しております。

16 ページに(11)の養育支援訪問事業、これもニーズ調査によらないで算出する事業となります。事業内容は育児ストレスなどにより身体的虐待やネグレクトにつながる恐れのある家庭や未熟児等を養育している家庭など養育上の問題を抱える家庭に対しヘルパーや相談員を派遣し、家事・育児援助や適切な養育のために指導や助言を行う事業となります。

現状としては保健師が家庭訪問し養育に関する指導・助言等を行っております。個々が抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図っております。

量の見込みの算定にあたっての考え方ですがこれはニーズ調査対象外の事業でありますので訪問実績に基づいて見込み量を算出します。平成21年度から25年度までの平均値を見込み量とすることといたします。また延べ訪問数の伸び率を訪問世帯数の見込み量とすることといたします。5年間の合計が189件となります。これの平均をとりまして平成27年度以降38件という見込み量を出しております。それに基づきまして訪問世帯数を22世帯ということを見込み量として出しております。以上が量の見込みの補正についての説明です。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 長々と説明いたしましたけれども要は実績と量の見込みというのがあります。その差の部分が今度の量の見込みの白老町が整備すべきサービス量になるわけです。ですからこの部分で見ていただくと乖離がある部分が結構あると思いますけど、その部分の議論がこれからはないとだめだと。あとやっぱりニーズ調査ですので当然その出方は大きいのです。きっと思ったと思うのですが時間外保育事業の延長保育事業です。特に延長保育事業について6ページですけれども手引きによる量の見込みと、それから補正後の量の見

込みが随分違うのではないかと。一応希望はされるのだけれども実際の数字としてはここまでしかいっていないということなのです。増加率を計算していったら25年から26年度に2倍になったので2倍ぐらいにしておこうかという目分量ですが、この辺もほかの自治体も結構乖離があって苦労している数字をつくっている分野ではあります。

最初にご説明いたしましたけれどもゼロ歳児の部分の考え方です。ゼロ歳児自体をどういうように捉えるかということで3号認定の部分、この4ページの部分でありますとかゼロ歳児をもうちょっとふやしてもいいのではなからうかという議論も実際あります。それはなぜかというと実際就園者、園に入っている子供の人数が絶対的に少ないのです。それをふやして今後ゼロ歳、今6カ月から一応保有しているのですけれども、そういう需要がこれからも未満児の場合には出てくる、うちのほうもこういう家庭が実際ゼロ歳児について保育士が足りなくて対応できないということも実際出てきておりますのでそういったことを踏まえればもうちょっとふやしてもいいかと思いますが、この辺もこれから補正をしてちょっと考えていきたいと。

議員さんのほうにはこういう形で速報値ということで出してみました。それぞれご意見いただいて今後補正の部分をもうちょっと考えていかないとならない部分があればご意見いただいて、またご質問いただきたいと思います。以上です。

今長かった部分、時間をすごくかけてしまったのですけれども、非常に大事なところだったものですから時間をかけてさせていただいたので、もう1時間近く説明したと思うのでそこでまず区切っていただいてご質問等があればまた後でご質問があればということでお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） それではここまでのご説明に一旦とどめまして休憩後に質疑を承りたいと思います。

それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時52分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

現状までの説明で質問等ございますでしょうか。斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 私、前回出ていなかったものだから経過がちょっとわからない部分もあるのですけれどもきょう聞いた範囲の中で、今ここでこんなふうに進めてほしいということ絡めながら聞きたい事だけありますので、答えはどうなるかわからないけれども聞きたいことだけいっておきます。

実際に子育て3法の中で子育ての総合計画なわけですから全体的な問題として出てきているわけですね。先ほどの数字聞いたのも1から12までずっとあった。その中身を見ていますと幼稚園・保育所の問題がある。それだけでもかなり大きな問題なはずなのです。話をするとそれでも何日もかかりそんな課題なのだけれども、それに今度は発達支援センターがやっている、あ

るいは子育てふれあいセンターがやっているようなそういう仕事も中に入ってくる。そして訪問だとか何とかという保健師の仕事も全部入ってくるわけです。そうするとどこから手をつけたいのかその辺がわからない。それぞれの担当も違うのではないかと思うのですけれども、それを今の説明でいっしょくたに話していつているのかどうなのか。そのあたりが1つ。

それから2つ目に認定こども園の問題にしてもこれは白老町の中でそういう話があって、ただ国がやれとそれを認めたからただ説明しているだけなのか、それとも実際に白老町としてもその必要性があるのかないのかさえ私たちわからないのです。また話戻して申しわけないと思うのですけれども文科省管轄と厚生省管轄のものがどんなふうに融合してこういう制度ができたのか。いくら資料を読んでもこの前もらった資料を全部目を通したのだけれども一切中身についてがわからないのです。国が都合よく待機児童がいるからそれを解消するためにごちゃごちゃと混ぜて好きなようにやれ、何でもありだというそういうふうにしかな読み取れない。本当に子供を育てる気だったら今までの幼稚園の役割、それから保育所の役割これをどんなふうに絡めて解決したのかというその部分があってこういうふうに解決するから認定こども園というのが必要なのだという話だったらわかるのだけれどもその説明というのは一切ないのです。今までも認定こども園あちこちにあるけれども登別なんかも行って見てみたけれども、ただ隣同士に集まっただけという中身は何も変わらない、幼稚園と保育所がただ隣り合わせにいるというだけのものにしかならない。今度の方針もそれぐらいにしか考えられないわけです。ですからこれができたとおかげで保育所と幼稚園がどんなふうに改良されたのかということぜひ聞きたい。

それからもう1つ。白老町みたいな田舎の部分とそれから都市部で待機児童がいっぱいいるところ、その都市部の待機児童を解消するためにこれが出てきて一緒になって振り回されているのか。町としては待機児童どころか子供が足りなくて困っているわけですから、何とか子供がほしいといっている中でこの町と都市部の差というのをどんなふうに捉えてこれを進めようとしているのか。町の中では解消という点では関係ないわけでしょう。1人でも子供を集めたいというほうが先なわけでしょう。だから国のいっていることをそのままやったからこれから幼稚園や保育所がどんどん活性化していくというものではなさそうだと。そのあたりをどんなふうに捉えるのか。

それからびっくりしたのは家庭の状況で子供たちが区分けされているわけです。A、B、Cに分けているわけです。これで何ですか。介護保険みたいにサービスを売るということであれば自分が希望するサービスを受けられるのが本当なわけでしょう。ところがA、B、Cにランクづけをしていって家庭の中身が、親がどんなふうに働いているかということ全部調べて、そしてあなたはここの範囲です、あなたはここの範囲ですと。それではそこに無理やり入ったとすれば国の補助金も交付金も出てこなくなるのか。あなたが勝手に希望するのだから受けられませんとそういうようなことになるのではないか。だからサービスの必要性というのを一体誰が決めるのだという問題が多分ここの中には出てくるのではないか。

最後。サービスを買うというのは介護保険と同じです。実際に子供を育てるのにこれが必要だからこういうふうにしてほしいのだと、それがうまくいけばすごくいい制度になるだろうと思います。介護だってそう思っていたのです。今やどうですか。要介護のほかに要支援1・2が出てきて、その要介護1・2を全部切り捨てるような感じになっていませんか。それでは子供の世界もランクづけによって将来は金のかかる部分は切っていくと。あなたが金を出すのだったらやってあげますけれども国からは一切金を出しませんということにそういうふうに制度というのがなっていくのではありませんか。多分町に任せると、あとはこの計画は町に任せるといふ部分があるのだけれども、これは非常にくせ者だと思うのです。自治体の在位勢力の差というのがあるわけですから。だから町によってサービスのできるどころ、できないところ、いいところ、悪いところが出てくるわけでしょう。そうすると公定価格とおっしゃいましたが、けれども金を出してくれるところはどんどんやるけれども出さなかったらやりませんと。子供がそういう区分けをされていく問題が出てくるのではないかと。この制度の中でそういう問題点というのをきちんと聞いておきたい。

まだまだいっぱいあるけれども私たちの聞いたかったのはそういう点だったのです。だから先ほどの説明を聞いていてもただ頭がこんがらがっただけでわからなかった。ということでやっぱり制度のいいところとこれから町として実施に移すところと、それからこれから残される課題それをはっきりさせていただきたい。それは今すぐ答えてもらうか、この次にしてもらうかと思うのだけれども。以上です。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） どこまで答えられるかあれなのですが、最初の保健師の部分の制度もそこに入っているのではないかとということだったのですが当然次世代育成支援対策事業といいますか、その次世代の計画の中でも当然子供対策については入っておりますので同じように対応する形になると思うのです。後ほどこの資料の中でご説明しようと思っていたのですけれども子ども・子育てのほうに乗りかえていくという形になると思いますので、その部分は実際この地域支援事業計画の中の一部ということで踏まえていただければいいと思います。ですからここは次世代の延長だという捉え方でいいです。

それからもう1つが今回の認定こども園についてどういふように町としての考え方を持っているのかということだと思うのですけれども、ここの部分についてはこれから園のほうのそれぞれ、具体的にいうとさくら幼稚園のほう認定こども園という部分を目指していくとすれば当然町としてはこの子育て3法の一番の国のねらいは認定こども園をふやしていくというねらいなのです。ここの部分にどちらにしても幼稚園も移行していく保育園も移行させていくというような国の考え方がございます。ただ要請とはいっていないのですけれどもそこはいろいろな補助制度を使ってその方向に持っていくかと思っています。町も今後意向調査ここの中に書いてありますとおり子ども・子育て支援新制度のポイントの中の資料1の中で幼稚園型認定こども園はどうするのかと意向確認を行うということで今意向確認を行っている最中です。園の

ほうがそういう方向性にあるとすれば町は当然、今国の制度はこども園という部分に移行しておりますのでその方向性というのはやはり1自治体が考えるというよりは全体として流れとしてはそうなのかと。

もう1つは白老町の事情としては幼稚園自体の数、幼稚園の園児数が減ってきているのです。そういう部分もありましておそらくそういった幼稚園のこれからの発展のためには、人口の規模が少ない部分はやはり幼保連携型のこども園に当然移っていかざるを得ないのではなかろうかという認識だと思うのです。そういった部分では当然地域の幼稚園自体がどういう考え方を持つかということが非常に大きいことと、それから国自体は幼保連携型こども園のほうに移行していくような形をとっているし、実際都市部と地方そういう人口の過疎なところの要求としては変わってくると思うのですが、でも実際そういうような少子化ということもあったり、それから幼稚園自体の数が減っているということになれば当然その部分は考えていかなければならない。そして今この中でいいましたゼロ歳児の部分です。ゼロ歳児の部分ではもっと需要があるのではないかとということになれば幼保連携型のこども園、3歳未満までの部分の保育園的なものを入れた幼保連携型こども園という想定はあり得るか。町としてもそういうようなニーズ調査の中でゼロ歳児の部分の子供たちがもっとサービス量が出てきているとすればそこは当然カバーしていかないと。そこがニーズの調査の一番の大事なところだと思うのです。だからその部分でもうちょっとここを分析して今現行のゼロ歳児が就園している率とか、ほとんどはしていないのですがそういった部分を踏まえて考えていかなければならないと思います。ただ国の方向性は移行させていきたいという方向ですし、そしてそれが法律の大きなポイントです。

もう1つは都市部と地方との格差というか、その法律の中での要求の考え方は大分違うと思います。特に小規模保育園というのは都市部では小さい家庭で保育であるとかいろいろそういう小さなものをたくさんつくって何とか待機児童を解消させていこうと、そしてそういう部分で事業者をある程度入れながら都市部はやっていきたいという思いがあると思うのです。過疎地域の部分についてはやはり小規模保育園というのは、逆にいうと人口が減っていけば減っていくほど小さい規模での保育園というのが必要になってくるのではないかとという考え方からすると、それぞれ要件はあるのですがどちらにも今要求が出てくる部分では3法の中で解決していける部分はあるのではないかと。特にこの前最初に国が説明したときにいっていたのは、そういう小さいところだったら地元で小さい子供たちを何とか近くで保育することが大事だろうと。ただある程度人口がないと児童数がないとどこかに集約するということはゼロ歳児であるということになればもうちょっと身近なところでやるべきではないかというような意見は最初にいっていました。ですから小規模保育園を1つ例にとってもそういう形でそれぞれそういう考え方を持てるのではないかと思います。

あと家族類型の部分です。家族類型の部分はこれは一応保育サービスのこれからのそれぞれの時間とかそういったものを決めて数字として出していくわけです。その中でどれだけの時間

数が保育時間として見られるのかということも把握したいと思うのです。短時間でパートタイムでありますとかそういった部分でのものもあります。あともう1つはこれから説明しようと思ったのですが保育の必要性の認定の基準の中でひとり親家庭でありますとか生活保護世帯でありますとかそういう小規模保育事業でこういった緩和する部分をこの新基準の中に入れてくるのですが、そういったことも踏まえて家族類型がすごく大事なところにはなってくるのです。保育時間の部分も輪切りにするわけではなくて、ここからだめですというのではなくていろいろなサービスを要するに保育のコンシェルジュとって支援する事業をもって、それに基づいていろいろなメニュー化させてそれを保育時間に合わせたり、それから家族類型にしたりそういった部分でつくっていくものですから、別にそれを選別しているわけではなくてどういったニーズがあってどういったサービスを持ったらいいか。つまり親子さんのニーズがどういうものであるのかということも見ながら新たなサービスを考えていくということで考えていただければいいかと思います。

あともう1つはニーズ調査をやるときに先ほど主幹のほうで説明したように保育所に入ってもいい人もいるし幼稚園に入ってもいいとそういったところも家族類型の中で調べていく必要があって、特にニーズ調査の部分での量の見込みを出してくるときには不可欠な作業になってくると思うのです。

それからもう1つですけれども制度のいいところというか町はどう考えているのかと。当然財政的な部分は出てくると思うのです。実際公定価格が出てきて自己負担額がどうなるかというのが決まってきたときに当然それぞれ自治体の財政力もあると思いますし、あとは政策的な判断というのが出てくると思うのです。その部分ではこういったものはやるべきだというようなことは確かに財政的な部分での制約はあるけれども、実際その中で政策的にここはぜひやるべきだということになればそこが乗り越えられる部分ではなかろうかと思いますが、実際そういうようにできるところはできるし、ただどうしてもお金がないところはそういう制約は大きいかと思います。そういったところで必ずしもお金があるところがすばらしいサービスができて、ないところができないというわけではなくてそこは十分財政との考え方とか、それから長期的にいろいろな代替する、例えば今サービスの中でこれから考えていきたいのは広域性とかそういった部分も考えていきたいとは思っているのですが、そういった中で十分いろいろ知恵を出し合いながら進めていきたいと思っています。

今委員からいろいろお話いただいた部分というのは持ち帰って町はどういう形でやっていくのだということはまだまだどのような制度なりどのような施策をつくっていくのだとかということの部分については、先ほどいいましたとおりまだまだ熟知していないのでその部分は持ち帰って今度のときまでにある程度こういった方向、この数字が出てきましたので数字に基づいて町としてどんな施策を打っていくのだと、どれだけのサービス量があってどれだけの人がいるのだとかということはお示しできるのかと思います。ですからその分は持ち帰らせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時17分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開します。

本日は委員会協議会ですので今受けた資料の中でここがわからなかったというところを質問していただければ、また次回坂東子ども課長のほうでも白老の今後を具体化してきたものを資料的に出してまたご説明したいというところもありますので、きょうのところは余り深く入らないでこの資料の中で質問を承りたいと思います。斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 私深くいうつもりもなかったのだけれども、わからないことばかりなものだから、どこがわからないのかと整理するためにも質問したのだけれども。今課長から1つずつ答弁あったことはやっぱり協議会の中で一番聞きたいことなのです。例えば子ども・子育ての全体の中で個別的に1つずつどんなふうになってどんなふうによくなるのかという問題だとか、それから認定こども園は法律的に教育と養育とどういうふうに融合していつてこういう制度になったのかとか、それから3つ目にいった小規模の施設、白老の場合にはそういうものが大事にされてこういうふうによくなりますという話。そういう話をそれぞれ聞ければそれでよかったのです。ただそれが余りわからないものだからごちゃごちゃいってしまったのかもしれない。確認しますけれども、この次またありますか。

○委員長（小西秀延君） 先ほど課長からご説明ありましたとおり今後条例化されますのでその前にどのような形で白老は対応していくのかという協議会を開催する予定でございます。

ほか、ございますか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 公定価格という言葉が何回も出てきています。先ほども資料1の中で公定価格というのは地域別だとか児童の年齢別だとか区分をしたことそれによって保育サービスに関しては国から基準が定められてくるということになっていると思うのです。15、16年度の保育サービスに関する公定価格の単価というのはもう示されてきていますか。これが遅れているという話をちょっと聞いたのですけれどもこれがきちんと示されているかどうかということが1点。

もう1つ、これは資料と関係ないのですが今少子化対策、子育て3法もそうなのですがそういう中で幼児教育の無償化ということ、私は前にも質問しましたがけれども3歳から5歳までは無償化するべきではないかという話があった中で7月16日に下村文科大臣が5歳児の教育費を2015年から所得制限つきで無償化の方針を明らかにしたのですけれども、財源は何の保障もないということなのですからけれどもこういった情報というのは入ってきているのかどうなのか。その辺をちょっと伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず公定価格の関係ですけど、これについてはある程度例を

示して階層別にどういった部分でどれだけの公定価格になるかということでそういうソフトも全部出てきています。そしてそれに基づいて今園のほうで本当に幼保連携型のこども園になじむのかどうかというようなところを十分検討している最中です。

それから2点目です。幼児教育無償化、先ほど吉田委員がいわれたとおり道新にも載っておりました。ただうちのほうには実際そういう事務的な部分での通達とかそういう文書は来ていません。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 公定価格は先ほど国からもきちんと示されているのでそれにのっとってやっていく、保育料に関しては市町村の対応で決めていくということなのですが先ほどのお話の中に広域的な受け入れも今後考えられることになるだろうということがありましたけれども、例を挙げれば苫小牧市なら苫小牧市に住んでいる方は全部違ってくると思うのです。公定価格の単価の持ち方も全然違いますでしょうし人数が多いですから。それと保育料、これは町村民税とかそういったものが影響するとは思いますがそれぞれの地域の市町村の収入で決められると思うのですが、この公定価格は苫小牧市は苫小牧市の価格でやりますので、もし白老に預けたとしたら苫小牧で決められた保育価格が白老町に持ってこられるということになりますか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今もやっているのですが広域保育については、例えば住民票は苫小牧にありますけど実際保育をするのが白老町で保育するわけですので白老町の保育の単価に基づいてやります。苫小牧市から白老町の負担金額で納めてもらうことになります。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 公定価格の示し方がやっぱり都市部ほど高い設定になるというふうになっているし、基本になるものが同じものもあるけれどもスケールメリットの反映だとか、都市部ほど高い設定になっているのに白老町に預けたから白老町の料金でいきますということになるのかと。それだったら公定価格というのはあってないようなものだ。公定価格は地域別にきちんとあなたの地域はこれだけの子どもがいてこれだけのものでこういう施設でこういうふうになっているから公定価格というのはこうですと国から基準が定められて設けるのだと思うのです。白老町は違います、苫小牧市と。人数的にも全部、施設もそれから地域のあり方も違います。だけど白老の公定価格が反映されるのですということになると、あれそうなのと。みんな仕事の関係で預けているとは思いますが、料金の関係ではないと思うのですが、苫小牧の人は白老に預けたほうが安くなるというふうには考えられませんか。公定価格は白老のほうが安くなりませんか。

○委員長（小西秀延君） 坂東課長、資料1の1の保育料というところに在住市町村によって保育料が異なりますと。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 保育料は変わります。ただ私が言っているのは最後のページ

に保育運営費負担金これは苦小牧からいただく部分なのですが、そのこの部分のお金が白老町の運営費の負担金と同じですとうことです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） すみません。今お話したのは広域保育の話であったのです。既存の保育の関係ですけど今この文章を見ると公定価格についてはそれぞれの都市部なりそういった部分で年齢別になります。都市部ほど高いという設定になります。今の説明は広域保育の話です。今の苦小牧から白老町にきている場合にはそういう形になっておりますけれども。要するに町の施設運営費になっています。この公定価格に基づいて広域的なものはどういう考え方なのかということを持ち帰って確認してみます。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 施設型給付費これは国からくるお金だと思うのですが、公定価格というのは国が定めるサービスも持ってこれだけ保育のほうにかかります、そして皆さんの単価を全部決めて保育料をいただくと。それに対して足りない分を施設給付費としていただくと。だけど苦小牧は高い設定なのです。広域でやったら高い保育料だけど安いところに来るから安くなるという意味なのですか。そういうふうを考えるわけですか。これもうちちょっと調べてみてください。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） そこを調べてみます。ちゃんとした形で回答させていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 次回詳しい説明をいただけるとき。ほかにございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 1点だけ確認しておきます。保育所の関係で資料の2までですがいろいろあるのだけど保育園に対してここで意向調査すると書いています。どういう形で運営するのか。だけど緑丘保育園はもう老朽化してやめるか建てかえするかとっているのです。そういう部分がそういう施策的な視野にも入って町当局としては補助金を出してもいいから新しいものを建てて継続するのか。あるいはもうこれからいけば量がなかったら定員もカットしていく、施設を削っていくという考えも入っているのではないですか。そういうことが感じ取られるのです。田舎のほうはもう量少ないのだから、待機児童を解消するために都会のほうに重点的に置くと。その場合緑丘保育園の部分はこれに絡んで町でどういう対応をして量との整合性を図っていくかということを知りたいのです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話ですけど緑丘保育園とか要するに保育運営の再配置ということだと思うのです。その再配置計画については保育運営事業計画の中で整理します。今回のこの子ども・子育て支援事業計画の中では量の見込みであるとか地域設定とかそういったことはやるのですが、同時に当然再配置についても一緒に検討してまいります。ですから

この事業計画の中でそこは出てこないと思いますが保育運営事業計画の中で出したいと思っております。緑丘保育園については確かに老朽化していることは事実ですし課題としてはあります。当然これから量の見込みが出てきますから、そうするとゼロ歳児が何人、1歳児がどうだ、その中で幼稚園はどうだ、それから幼保連携型はこうなる、それでは圏域として1圏域ですからその中で白老町としてどれだけの保育の児童数いるのかと。今のキャパはどうなのかというところは当然出てくると思います。それはこれからの議論になってくると思うのです。ただいえることは今子供さんがいらっしゃるということもやっぱり実際なので、そこは短期、長期、中期という期間を決めた中で、市町村の子ども・子育て支援事業計画は5年間中でのスパンでするのでその部分はその中には出てきませんが、保育運営事業計画の中でそれぞれ保育の再配置計画ですのでそこでは議論されてくると思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今回説明受けている裏は国が集中と選択やって田舎のほうで子供がいなくなって、今まで既存の施設があつてそれなりにそちらに払っている部分は足切りして都会に持ってくるという裏があるのです。正直な話。ハードの面で全体の額が決まっていないのだから。それで私がいいたいのはそれは別なのだけどもこれをやっていくうちに結果的に白老町で今ある保育所の部分で量を確保したらこれだけいらなくなりますという可能性も出てくると思うのです。そういう部分も含んでこういう量的なものを出していると思うのだけれどもその辺も先んじて考えていますかということを知っているわけです。施設を建てるかではなくてそういう裏があると思います。あるものを読んだらそういういい方をしているのです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今委員さんのほうの指摘があつたのですが、自治体は北海道ですと100幾つです。その中での調整が北海道です。保育の量とかそういう調整はするのです。ただうちのほうとしては5年間の中で、そこはある程度今の人口フレームに基づいてやっていきますので、余り数字的に総合計画の中で90人ということを押さえているのでそこでそれほど変わっていくことはないかと思います。でも再配置の計画の中では当然長期的な部分も考えていかないとだめだと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ありますか。ちょっと確認だけ私からしたいのですが、資料2の先ほど斎藤委員からも出ていた家庭類型のことなのですが、この（4）で現在就労していない、就労したことがない、両親がそのタイプでこれはタイプFですよね。保育を必要としない数に入ってしまうよね。でも入っているけど実質的には両親とも働いたことがないし働いていないというのだったら大抵生活保護になっていて子供たちは保育を受けている人数に実質は入るのではないかと思いますのだけれど、ここをはねてしまって実質に近い数字になるのかどうなのか。どういうふうに考えているのかその辺だけちょっと教えてもらえますか。全国でいったらすごい数になるのではないかと思いますのだけれど。これははじいてしまっているのですか。国が決めたことだからあれなのだけれど。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今見た段階では整理は難しいのですがけれども一応Fという部分で今委員長ご指摘のとおり当然生保になる。しかも保育が必要な部分に入ってくる可能性もあるのではちょっとここは検討させていただきます。手引きがございますのでそこをちょっと確認をさせていただきます。タイプFについてどういう捉え方をしているのかその部分を宿題として回答したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 後でまた教えてください。ほかにもございますか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 児童クラブのほうは説明なかったのですがちょっと確認だけです。児童クラブの小規模校による児童クラブこれは国とそれから県・道、そして市町村になるのです。だから市町村と県・道の条例的なものはきちんと一致しないとだめだということで、そのことが一致しないで登録が10人だったらいいというときと、実人数が10人いなければだめだということの食い違いで児童クラブが成り立たないところがあったのです。白老町は竹浦あたりはもう7人とかになっていますから、これは登録人数で実人数はもっと少ないこともあると思うのですがこれは認められているのですね。道も認めているのですね。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 一応補助金を出すときに登録人数で出しておりますので、10人以下になった場合は今度交付税の措置になるのです。今補助金で出しているのですが例えば10人以下になればちょっと財源的な部分では問題があるのです。ただ補助金としては登録人数で出ているということです。10人以下になれば今度は交付税の措置になるので、そういった部分でちょっと今頭を抱えている部分ではあるのです。

○委員長（小西秀延君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） なければ以上をもちまして総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。お疲れさまでございます。

（午後 3時42分）